

第三者評価結果

事業所名：くろかわのぞみ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育所の理念や方針、目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭・地域の状況に応じて策定しています。保育理念や方針に基づく社会的責任、人権尊重、説明責任、情報保護、苦情解決などのカテゴリーが設けられ、年齢に応じた保育目標が明示され、養護・教育・食育の観点から子どもの発達に合ったねらいと教育内容が示されています。計画策定の手順として、年度末にクラスの担任が次年度に見直したい事項を挙げ、これをリーダーが代表者会議に持ち込み、検討の結果を基に園長が全体の計画を作成しています。このプロセスを通じて、保育活動において包括的かつ具体的な方針が確立され、年度ごとの進化が促進されています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが心地よく過ごせるよう、生活に適した環境を整備しています。3階建ての園舎は各保育室に室温計と空気清浄機を完備し、夏は約24度、冬は約23度に設定しています。乳児の部屋では加湿器も使用しています。教室の壁は可動式で、室内のイベントに柔軟に対応することができます。転倒防止処置が施された家具が配置され、階段の下には隠れ家的な絵本のコーナーがあり、子どもたちが落ち着ける場所として親しまれています。絵本は年2回入れ替えられています。手洗い場のステンレスシンクには怪我防止のためのコルクボードが取り付けられています。3階にはプラネタリウム室と浴室があり、広い湯船での利用が可能です。屋上には周りの高い建物から遮られないようにプライバシーを確保しながら楽しめるプールが設置されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>個々の子どもを受け入れ、その状態に合わせた保育を心がけています。児童票には子どもの発達過程を記録し、連絡帳やアプリを通じて保護者からの情報を取得しています。子どもたちが自分の気持ちを表現できるよう、保育士は様々な方法を用いています。例えば、人前で気持ちを表現できない子には個別で話を聞き、5歳くらいで気持ちの表現ができるようになると、少人数のグループを作り「子ども会議」を開催し、テーマを決めて話し合う機会を設けています。これにより、表現が難しかった子どもが話せるようになったという成果を感じています。また、発達の過程で起こる主張や欲求に対しては、一人の保育士で受け止められない場合には、他の職員と交代をして関わってみたり、場所や気分を変えてみるなど、子どもの気持ちを尊重しながら対応しています。子どもたちとの対話では「チクチクことば」（否定的な表現）を使わず、「ふわふわことば」（肯定的な表現）を重視しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っています。基本的な生活習慣を身につけるため、環境整備と援助に注力しています。手洗い、歯磨き、うがいなどの生活習慣を教える際には、手洗い場の前の壁にポスターを掲示することや、ストーリー仕立てのパネルシアターで、なぜこれらが必要なのかを分かりやすく説明しています。手洗いの際に特殊なクリームを塗ってからブラックライトで洗い残しを確認し、歯磨きでは歯垢染色剤を使って自分の磨き残しを見せ、子どもが理解しやすい形で学べるように工夫しています。写真を撮ったものを保護者と共有し、洗い残しの部分の傾向があることを伝えています。また、子どもがやりたくない時は、無理強いせずに手伝ったり、後でできるかもしれないと待つなど、やる気を引き出す方法にも配慮しています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しています。前日に子どもたちと協議し、翌日の活動を決定する取組があります。園庭での遊びや散歩先の公園での活動を選択し、散歩が嫌いな子は別のクラスと一緒に室内で遊ぶことができます。自然豊かな環境を生かして、落ち葉シャワーや焚火ごっこ、ドングリ拾いなどを通じて子どもたちに様々な経験を提供しています。また、「おてつだいせんせい」のアクティビティでは、5歳児が1歳児の部屋に行き、かたづけを手伝ったり、身の周りのお世話をしあけるなど、関わりを持っています。年上としての自覚を持ち関わることで大きな自信と成長に繋がっています。感染症の制約がある中でも、できる範囲で地域との接点や社会体験を提供し、子どもたちが学び成長できるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 乳児保育(0歳児)において、擁護と養育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。愛着関係を築くため、担任制度を導入しています。特に0歳児の保育では受容と信頼を重視し、子どもたちにとって「第2のおかあさん」となって安心して過ごせる環境を提供しています。保護者との緊密な連携を大切に、日々の成長の様子を連絡帳と送迎時の会話を通じて共有しています。子どもたちの興味が月齢によって変わることや、玩具のストックを入れ替え、棚から自分で選べるようにしています。遊ぶスペースでは小さなおもちゃを置かず、安全面にも留意しています。保育士は離乳食などの相談事にも栄養士に繋げることで問題の解消に導いています。初めて口にする食物は給食に出さないように徹底し、アレルギーに留意しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1歳以上3歳未満の保育において、擁護と養育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。一人ひとりの子どもが自分の好きな遊びを選び、思う存分遊べるように、低い段数の棚を使ってコーナーを分け、保育士が必要に応じて関わり、遊びを提供しています。安全性を確保するために、転倒の危険のある場所にはあらかじめラバーを敷き、探索活動が充実できるように工夫しています。発達の過程で生じる主張には、無理強いを避け、後からならできるかな?先生と一緒にできるかな?といったアプローチで、できる方法を共に考えるようにしています。広大な園庭では全学年と一緒に遊ぶことができ、異年齢で交流する姿もあり、年上の子どもたちが年下の子どもを気づかう姿や年上の子どもの姿を真似るなど関わりを持てる機会となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳以上児の保育において、擁護と養育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。各年齢層に対する取組を工夫し、3歳児には自由に好きなことを体験し、遊びの中で人間関係を築く機会を提供しています。4歳児にはヒントを与えつつも、自由な発想を引き出すように心がけています。5歳児には1年間のテーマを設け、それに関連するキーワードを保育に組み込んでいます。また、3歳から5歳児までをグループ分けし、水遊びやお店屋さんごっこなどの活動を異年齢で行っています。活動を通じて、3、4歳児は年長児に憧れを抱き、逆に年長児は年下の子どもたちをサポートしながら、互いの成長を促進しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。園の入り口はスロープになっており、園内全体がバリアフリーに設計され、エレベーターも設置されています。必要に応じて、専門の職員を配置してサポートすることが可能です。北部療育センターの専門職が訪れ、生活上必要な助言を受けています。職員は障害児に関する知識を向上させるために、園外研修や療育センターの見学などに積極的に参加しています。配慮の必要な子どもに関する情報は代表会議で共有し、議事録を回覧して全職員が把握できるようにしています。障害のある子どもの保護者から、子どもの行動に関する話を他の保護者と共有したいとの希望があります。今後は、障害のある子どもの保育について園としての方針や対応等について示し、保護者全体へ伝えていくことが期待されます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 子どもたちの在園時間を考慮して環境を整備し、保育の内容や方法に細心の注意を払っています。延長保育では疲れが出てくる時間帯を考慮し、ゆっくりと過ごせるように工夫しています。ままごとやプラレールなどの遊びを通じて、子どもたちがリラックスできる雰囲気を提供しています。合同保育では安全を考慮し、小さな玩具は出さないようにしています。職員間の情報共有は口頭や引き継ぎ表を活用し、子どもたちの様子を伝えています。また、保護者の迎えが突発的に遅くなる場合は、前もって子どもたちに説明を行っています。遅番の保育士が2名の場合、保育と清掃に分かれるのが一般的ですが、慣れていない場合は不安を感じないように2名で保育にあたり、子どもたちが安心して過ごせるようにサポートしています。3歳児の部屋で保育を行う都合上、玩具が限られているため、今後は他の玩具も選べるように改善していく予定です。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 小学校との連携を強化し、就学に向けた計画を基にした保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。全体的な計画や年間指導計画、月案を策定し、就学に向けた具体的な取組を展開しています。興味を引くかるた遊びを通じて、ひらがなに触れさせ、時計の針に意識を向ける活動を取り入れています。また、午睡の時間を段階的に短縮し、1月からは寝ない日を設け、3月には完全に午睡をしない生活に移行しています。小学校への適応を促進するために、立って靴を履く、立って着替えをすることを練習するなど生活面のサポートをしています。さらに、小学校と連携を図り、年長児が小学校を訪れて学校生活を探検する機会を提供し、就学に向けた見通しを得ることを目指しています。担任が保育要録を作成し、小学校に送付するなど、円滑な情報共有を図っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 川崎市の健康マニュアルを活用し一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。子どもの健康状態や怪我に関する情報は、引き継ぎ表に掲載し、それを翌日の保育に反映させています。毎年6月に新入園児対象に予防接種調査を行い、その結果をまとめています。予防接種については、強制ではなく最終的には保護者の判断に委ねています。玄関にはAEDが備え付けられており、緊急時には保育士全員が適切に使用できるように、園内での研修を実施しており、今年度はDVDを活用して学習しています。AEDの使用時に発生する音に慣れ、パニックを防ぐためにも定期的なトレーニングを重ねています。また、アナフィラキシーの発症時に使用するエピペンについても、保育士が自ら刺す練習を実施しています。熱性けいれんの子どものに関しては、かかりつけ医の指示に基づき、保護者との密な相談を経て、適切な対応を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 身体測定は月ごとに行い、体重と身長をはじめ、5月と11月には胸囲と頭位の計測も行っています。健診の頻度は、乳児が年6回、幼児が年3回で、歯科健診は年1回行っています。測定値はカウプ指数の計算を通じて発達曲線に記入し、その数値を栄養士と共有して子どもの成長管理を行っています。健診結果は健康手帳に記録し、問題がある場合は担任が直接口頭で保護者に伝えています。健診結果に基づき、看護師による4、5歳児対象の歯磨き指導などの取組を行い、よく噛むことで虫歯予防など、子どもの生活指導にも積極的に生かしています。看護師は健診時に、保護者が気になることや医師に伝えたい事柄などを、自然なやりとりの中でできるだけスムーズに共有するよう努めています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対しては、医師の指示に基づき的確な対応を行っています。病院の指示書に従い、除去食の対応を月1回のミーティングで保護者、園長、担任、栄養士の4者で協議を行っています。アレルギーのある子どもには、一目でわかるように食器の色を変え、誤食を防止しています。土曜日はアレルギーを除去した給食を提供し、誤食のリスクを低減させています。主治医の指導に基づき、完全除去や一部除去などの対応を行い、配膳時には細心の注意を払っています。食事の際には、子ども自身や他の子どもたちにも理解できるように説明し、差別を防ぐ工夫をしています。席を離して食べる際にも寂しさを感じないよう保育士が側に付きながら食事の援助をしています。アレルギー疾患のある子どもの保護者以外にもアナフィラキシーのリスクを伝え、誤食に繋がるリスクを防ぐため、園内へ食べ物を持ち込まないようにお願いしています。また、麻生区の看護師によるエピペンの園内研修を実施しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちが食事を楽しむために、食育の計画をたて、トウモロコシの皮をむいたり、そら豆をさやから取り出したり、さまざまな経験を提供しています。また、トマトやバジルなどをプランターで栽培し、育てた野菜を使用して毎年ピザパーティーを開催しています。食器の材質も工夫し、割れやすいことを学べるように飲み物用以外には陶器のものを使用しています。家庭では食べない食材も、園で調理されたものなら喜んで食べることも多く、保護者が直接栄養士に質問に来ることもあります。食が細い子どもたちには分量を調整し、食べ切る達成感を味わえるようにし、好き嫌いがある際は無理強いせず、少しでも食べてみようと思える声かけをするなど、少しずつ食べられるものを増やせるように工夫しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちがおいしく、かつ安心して食事を楽しむために、川崎市の献立をベースにアレンジし、季節の食材を取り入れた給食を提供しています。食材は国産にこだわり、隣接する市の業者から仕入れています。食事の好みに配慮し、喫食簿を付けて子どもたちの傾向を把握し、調理方法や食材の切り方などを工夫しています。夏祭りでは屋台で楽しむ焼きそばや唐揚げ、クリスマスには自分で選んで楽しむバイキングなど、季節ごとに楽しい企画も実施しています。料理は出汁から取るようにしており、しいたけ、にぼし、かつお、昆布などの出汁を子どもたちが飲み比べるなどの体験もしています。栄養士は時折、給食時に子どもたちの食事の様子を見たり話を聞いたりして、新しいアイデアを得ています。おやつは秋色マフィンの中に柿を干して入れるなど、子どもたちに地元の食文化を味わいながら親しむ機会を提供しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>0歳児は、月齢により、個々に成長が異なるため連絡帳と口頭でその日の子どもの様子を事細かに伝えています。1歳児以上の園児にはICTアプリを利用し、日々の子どもの様子や園からのお知らせ（園だより、クラスだより、保険だより、給食だより、献立表など）を配信しています。また、アプリのスケジュール機能で毎日の給食の写真や幼児クラスの活動報告を行っています。保護者が見られない日中の子どもの様子を配信し、その日の保育活動がわかるようにしています。保育内容や保育の意図の理解を深めるために、年間の行事予定を配布し、行事内容・個人面談・保護者参加などの詳細を周知しています。その他に保育参加、保育参観、必要に応じて随時行う個人面談など、できる限りの保育支援に努めていますが、まだ、十分ではなく、さらに家庭との信頼関係を深め、子育ての楽しさを共感していきたいとしています。家庭からの相談や状況などは必要に応じて記録に残しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>今年度より職員の連携強化としてコミュニケーション術の研修を始めました。職員間の信頼関係の向上・情報共有の円滑化・チームワークの向上などについて学習しています。更に、保護者とのコミュニケーションから保護者の思いや要望、不安、悩みなどを的確に捉え、必要な支援を職員間で共有し、保護者との信頼関係を築くことにも取り組んでいます。保護者からの相談は、保育所としての専門性を活かし、あらゆる方面からの支援を行っています。相談内容により、担当保育士だけでなく、主任や園長、また、療育センターなどの援用支援にも繋げています。相談内容は記録し、児童票に追記しています。園はさらに信頼関係を深め、どんなことでも相談ができる園環境にしていきたいとしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>送迎時の子どもや保護者の様子、保育場面の中での健康観察により虐待の兆候を見逃さないようにしています。重要事項説明書に「虐待等の防止のための措置」を明記し、保育士マニュアルには「児童虐待防止対応」のマニュアルを明記しています。マニュアルには、虐待の疑いがある際の対応、連絡先、早期発見のためのポイント等をまとめています。定期的に職員自身の人権擁護に関する自己点検・自己評価でセルフチェックを行い、年度末に課題をまとめ、研修受講につなげています。今後は、より詳細な手順や注意事項をまとめマニュアルの充実化を図り、全職員へ周知されることが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程が、適切であったかなど、総体的な自己評価を各期間の指導計画ごとに行い、クラス会議でまとめ、職員会議で意見交換を行っています。年度末には総合的な振り返りや見直しをし、次年度の指導計画を作成しています。また、職員の自己点検・自己評価から課題を抽出し、課題改善のための具体策を検討し、園の自己評価につなげています。園は、保育士の専門的な知識を高め、あらゆる角度から保育全般の理解への体得の積み重ねを勧めています。保育士自身の主体性・自主性を高める人材育成を強化していきたいとしています。</p>	